

公 告

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業で整備する施設建築物共用部分のうち、住宅に係る部分以外の全体及び施設部分に係る再開発ビルの管理業務委託パートナー企業を公募する。

平成30年5月29日

堺東駅南地区第一種市街地再開発事業
施行者 堺東駅南地区再開発株式会社
代表取締役 二 上 始

1 公募する施設建築物および共用部分の概要

①施設建築物等概要

敷地面積	3,661.6 m ²				
構造	鉄筋コンクリート造				
規模	地下2階 地上25階 塔屋2階				
延床面積	47,326.98 m ²	容積対象床面積	32,937.86 m ²	容積率	899.5%
主要用途	住宅, 店舗, 公益施設, 機械式駐車場 (172台:住宅専用), 駐車場 (50台:施設専用), 駐輪場				

②共用部分の概要

管理会社の管理対象となる共用部分は、敷地、施設共用部分、全体共用部分（住宅部会の特定管理部分を除く。）、及び各附属施設となっています。共用部分の面積は約18,450 m²で、そのうち住宅共用部分が約12,440 m²（機械式駐車場を含む。）を占めており、住宅以外の共用部分は、約6,010 m²となります。

2 応募登録方法

応募資格を有し、登録を希望される方は、4の期間内に、登録に必要な書類を提出してください。応募登録に必要な書類は、3の担当窓口宛てに、電子メールで請求いただきますと、翌営業日中に送信された電子メールアドレス宛てに必要な書類のデータファイルを送信いたします。提出された応募登録書等により書類確認を行ったうえで、応募登録書受領後3日営業日以内に、電子メールにより応募登録可否を通知します。なお、対応は、電子メールにて行い、電話での対応はいたしません。

■応募資格について

応募登録可能な方は、以下に掲げる資格要件1)～3)を満たした単独企業とします。（共同企業体での応募は不可。）

また、資格確認や指名停止を判断する基準日は、応募登録申込書の受付日とします。

ただし、応募登録申込書の受付日以降、再開発会社との間で管理業務に関する協定書締結までの期間において、3)に掲げる事由に該当する場合は失格とします。

1) 同等規模の複合施設の管理実績及び立上げ実績

200戸以上の分譲住宅、及び店舗を含む5,000㎡以上（グロス面積）の非住宅床を含む複合建築物の管理業務について、以下の実績がある者

- ①現在、管理業務を受託中のものが3物件以上
- ②市街地再開発事業等の共同化事業による立上げ実績3件以上
(①と②が同一物件のものも可とします。)

2) 資力・信用力に関する項目

当再開発事業の事業推進協力にあたり、十分な資力・信用力、技術力及び人的資源を有し、下表の要件を満たす者

表 審査項目と判断基準

評価項目		評価基準
キャッシュフロー (収益性)	総キャッシュフロー	直近3年間連続でマイナスになっていないこと
収支状況 (成長性)	経常損益	直近3年間連続で赤字を計上していないこと
自己資本額 (規模)	自己資本額	直近3年間連続で債務超過状態となっていないこと

3) 欠格事由に関する項目

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により一般競争入札への参加を制限される者
- ②会社更生法に基づく更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始、破産法に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- ③国税及び法人所在地の都道府県税、市町村税の滞納がある者
- ④堺市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定に該当する者

3 担当窓口

〒590-0077 大阪府堺市堺区中瓦町二丁3番18号高砂屋ビル4階
堺東駅南地区再開発株式会社 事務局 (高田)
電子メール: saikaihatsu-fu@nifty.com

4 応募登録申込期間

平成30年5月29日(火)～6月15日(金) 午後4時まで

以 上